準提觀音靈驗記圖會

乾

準提觀音念誦靈驗記図會　全

C 40
1425

天保寅御免

南山龍頷師著
辻本基定撰次

准提観音霊験記図会

勧善懲悪帖　二冊

皇都三條書林
尚書堂蔵

B 23416

刻准提菩薩念誦霊驗記序
夫以秘密教者。究竟真實之極
談。所謂釋迦如来。四十九年之
不説也。其傳于本邦也。上古猶坐
然哉
弘法大師。負渡蒼波而受
青龍和尚已降。四海雨潤空施道
俗男女。受其化者。豈翅林如謁

成田圖書

000570625 4

也哉。修之亦不爲不難也。今此准提薩埵者。不揀淨穢不問尊卑毛益利物。猶如父母之視一子焉。余嚮記誦法而篋之久矣。或曰與韞之於匵中不若行之於海内。善利人潤也。余曰諾也。取諸古覩有何不可。若夫善男善女有仰而鑽者。則大師微笑乎南岳定裏歟。是我所以不敢辭也。或他毀我譽我托之東風過耳。於我何憂喜之有。

寅孟春穀日

瑜伽沙門必寶書於洛

西鷲尾練若

勸懲善惡

南禪僧堂大觀和尚筆

大[illegible]

扶桑唯一躰
降臨醍醐山

准胝佛母尊
誓嗣子安産

十一番上醍醐寺

準提觀音念誦靈驗記圖會巻上

準提觀世音自在菩薩真言

ナウボ サツタナン サンミヤク サンボダ クチナン タニヤタ オン シヤレイ シユレイ ソンデイ ソワカ

先平明に手をあらひ口をそゝぎ佛前に坐し毎日百遍
より一千遍まで心に任すべし いまだ百八遍に満ざれバ
人とかたる事なかれ 又ハ多きをかぞへざるもよし
若身けがれたらん時ハ始に南無準提觀世音菩薩と
三遍唱名して後右の真言をとなふべし かんじんやまひそれ
いよ〳〵たかく唱ふるもよし 若又日用のつとめ隙なく忙しくバ
朝とあらひて其所にて東方に向ひ合掌して南無大聖
準提王菩薩と三遍唱へ次に右の真言三遍唱ふ
但し一心念念の動ざる樣にて數珠あらバ手に持て念す
右身業にて真言を唱ふるハ語業なり一心に念ずるハ意業にて三ツ
揃を三密具足といふ 法花の中に擧手低頭の善すら佛道
を成すと説給ふ 況や三密具足して求願成就せずといふ事なし
若又つとめおく事にあらず人ならバ暫くも又おこたれぬやうに勤べし
ことひ不淨の所なりとも一日も怠るなくすゝみに次く

一字金輪王真言

ナウマク サンマンダ ボダナン ボロン

此真言を百八遍より三千遍に至るまで修すべし此真言は前の真
言に力をそへて其利をつよく成就せしめ則ち末世の衆生に
大利益をあたへ給ふ真言なり
一 信心の人酒宴葷莠抹香にあつまるとも穢所にありても則ち又は怒りを
次に念誦儀軌の意の法数といふのみべし
忌むまじき事も此真言を唱へまゐらすれば少しも嫌はず障碍を除る
ことは新を定めず常の作法なく持誦するもよし
一 六時ならずは唱ふるにて他人の念を起し善を生ずる時のよろし
三ふ志るべし
一 信心の人斎日 毎月朔日 八日 十四日 十五日 十八日
廿三日 廿四日 廿九日 小月ハ廿八日 晦日 小月ハ廿九日

此九箇日に魚肉をたち身心清く精進して此真言三遍唱る
ならば其家に衣食こともかけず万の病を清めて東西南
北百由旬の中に災難来らず又此日精進する事能はずば
真言を唱ふる事に信ずべし 但十五日は精進をすべし
一 手契修行の人ならば印を結びながら百八遍唱ふべし
其結びやうは左右の手の大指より小指まで一二三とかぞへ
たゝみの小指より大指にいたるまで十廿の数にて教ゆる
手を合せて人の見る事を禁ずべし 受持の日は印
結ばずとも苦しからず 然れども信の業なり 修行人は是に及ばず
一 悪人盗賊火難にけ刀兵の難をのがれんと思はゞ人の肩ひざを所く

又鏡一面袋に入れ枕へ置き　鏡のうらに書きたる符をつまぐり時よりよく身にもちふべし
毎月十八日の夜沐浴して新しき浄衣を着し人の見ぬ
ところの机に鏡の面を西にむけ抹香をたき向ひて手をあはせて
志づかに威儀正しく右の足を左の膝の上に載せ座して鏡を
安置し花をそなへ供物ハ其人の分限に応して具へ印をむすび
なから一心に百八遍呪を唱べし此鏡を身よりはなす事なかれ
他人にハ見すべからず、むかしも法ハ慎みて秘すべし唯此の鏡壇
一心を以て来て念るときは清浄の間に仏像を納め供物
備へ信仏を堅くすべし、随分他人には伝ふべからず信心の時に許を受べし
むかしより秘法ハ三昧耶の鏡とて我秘密の大事識むるなし

此一条も儀軌のさだめをかくて授く人にかぎり其のうかゞふ秘伝の印明あり此の行法をもっぱらにすべし

○準提の真言ハ八万諸聖教の要中の要なるを納め入なり
諸尊の真言八万の尊の中にあかしとて在家の人ハ魚肉を食する
人の準提を行ずるに諸戒を具せずとも唯さへ経の文に
明らかに説き仏菩薩の経を読誦し準提菩薩は諸仏の
母として慈悲深重の尊なり故に念ずる女人の母乃にて
およそ仏の縁にもふれる
かくのごとき深き縁を結ぶとも肉食婬欲を犯し
我が身の分限を忘れ浮世の利欲のために心をくるはせる者の
主の誠あるならば大悲の御誓ひあらんや三世の仏もなを悟り
出て我が万年のちの事を知るべき前の善悪業ハいかんとも

しかれど父を殺し母を殺し和合僧を破せし罪業恐るべし
又悪しき業を造りて現世の悪をなして現世に報ひてあるひは来世に苦しむ
事ありても現世の世に離れ事あり一度悪因の種を蒔して現世に悪をなす
ときは必ず楽少なの縁に遭ひし悪業を因果と生ぜさせんや今世の
苦しみは先に経しまたいかにぞ我種を焼き尽さずんばあるべき
為になれば深く此准提陀羅尼の功徳を説きおくなり
此准提陀羅尼を誦するときの功徳心なく念じて他なく十萬の諸
ここの時は夢の中に現れし仏菩薩なり縁を見るとあんべし
尾をして此夢をみたらば又十方諸仏を礼せよ夢に黒雲と
出ずるとあるひは家ありてなどとあるひは高山より

登るとあるひは樹木にのぼるとあるひは大なる池の中より
まこ宮殿に住まひするとあるひは天女を抱
くとあるひは大集会の中にて説法を聴聞するとあるひは
又は髪を剃り身を清めるとあるひは甘露を飲み大海を
渡るとあるひは大河に浮びあるひは獅子の座にのぼるとあるひは
まこと沙門となるとあるひは白衣黄衣を着したる高位の人に逢ふと又
日月を見るとあるひは童男童女を見るとあるひは花菓樹に登ると
あるひは又悪鬼悪獣と戦ひ伏すと悪獣をおそれ
逃げて悪鬼を見るとまた或ひは周りに向ひて為に見るを
あるべし此夢の境界を逢てもまた善人に逢ひ

あるひハ是の義をもつぱらにせんとさきに文更に七十万遍を誦し
必ず仏の相をみんとおもハゞたちまち善業めつして諸経妙呪を
誦せバ功徳をもつ者にまかせたまふ智恵をもとむる者ハ智恵を
あたへ官位をもとむるものハ官位をあたへ延命の者ハ寿命をたもつ
別に延寿毒薬蠱家軍法ほろび種種極獄諸鬼魅等の害を
のけあり
除き病をも能治しまた汚染や大海を
まもりんとおもひとけ又のぞき誦しなバ水中の諸難即まぬがる
あるひハ蛇にかまるゝ時念誦の人その人のうえを走ぐ
めぐみバ即熱ありひらきほのうをきりさきてのちきえ陰霜を
しりぞき浄水に和して加持すること二十一遍してその

狂乱のものにあたへバ即時に其悪病を除くなり石榴の
枝白茅香草等をもつて念誦し数ちに払へバ即時に瘧を
落し頭痛せバ手を加持すること二十一遍然らバ
さすりたまハゞ頭痛の事を得ん若人志心に誦すれバ
四十九日をすぐせバ吉祥の夏あり準提菩薩の梵士羅陀に
王又ハ跋難陀竜王を使として其人の身にまもりて宝を
与ふ又志しを以て善悪を見んと思はゞ天人出て其事をつげ
人の事を教ふいかで若男子若女人をしのびわが事を語ふ
智者大師のいはく婦人に七年とて七つの悪きことあり嫉妬
妬ある女子ならさる女ハ仏をうやまハず
なれバ父母に孝順ならざる女ハ仏を信ぜずしてまよふ
神仏のめぐみにあらざれバ仏母等へ一心一向に祈ふ

湖水
五大堂
准胝堂
毘沙門
清滝社
播尾社
清滝拝殿
覗湖泉水
喜多川祭魚画

田上山
笠取
寂浄谷
如意輪堂
白山社
祖師堂
経蔵
鐘楼
薬師堂
諸坊

又奴僕をもとめんと思ハゞそのまゝ心にまかす又若をもとめバ梵天帝
釈四天王を請ぜんと願ハヾ請にしたがひ必ず来りて身を守る印を結んで
水を払へバ法波忽に結り猛火即に消え水も溺ることあたハず
能ハず火も焼ことあたハず此呪ハ此ごとく大勢力あるゆゑ
大海の水を涸し枯木に花を生ずる事もかなふべし此陀羅尼を
誦持すること九十万遍に満れバ無量劫来の世間の一切
諸重罪悉く滅し一切在生並に諸仏に近づきまつることを
得あるひハ資具をそのまゝに充足し無量百生常に出家を招
なんぢハ在家持戒清浄の人ならバ速に無上菩提を成就し
常に天人をまもりて諸天のつねにまもらしめ又常に守護せ

らるゝ若人間に生ぜバ王位あるひハ家の主となり必ず貴族の家に
生まれて憂ひある事なく病苦の為に悩されず常に
心に随ふあらゆる所作のことごとく事なくよろこびの家
ことを人よりも信受を〇此呪ハ又逆十悪を犯ざる者より
去をいふべし若一切の成根清浄なるもの誦の事一二十万
遍に満れバ観自在菩薩を見る事を得せんあるひハ多
羅菩薩金剛蔵菩薩を見んまたハ身を随て所願を
与へん又神仙妙薬をあたへ或ハ菩提の記を授るしあるハ説
法に聞ひ来りて初に悟り常に菩薩衆の位を得せしめ又
誦すること百万遍に満れバ諸仏諸菩薩を見まつる事

説法し常に菩薩衆生に告ていはく我が所説の教法を
此方を寂せしめんとし大神通を以て即十方の浄土に往給ふ
未来諸仏に仕へ妙法を聞て徳を得るの人又如是不和合尼
父子ものまたかくのごとしこの真言を誦して和合を求むれはまた乃
内中に彼人の名を称して一千八偏念誦せよ彼人まさに人の
名を呼ぶる忽ちに念の意生じて其人へしたがひ敬を執せんや
若人又難ありて紫字加頭を称すれば其身を持ふせくべし
仏身を現じこの陀羅尼を誦せば即解脱を得べし又宿福
の衆生の善根もなく菩提心もなきもの此呪を聞きなば
一遍なりとも耳にふるる時は即菩提心の種を生ずる事草木の芽をもよほすが如し

いはんや常に誦持して怠らざる者は速に如来の功徳を具足し必定
無量の衆生を度して此世に無上菩提を成就すべし此秘密宗
の意は世間の名利財福を求むるも菩提を求むるも障碍の病あれ
此人の身を纏ひ更に好ところの欲にまかせて後には則
して毒を呑て病をうけまた冥途におもむきて夜中に路を往ごとく
念誦するときは道俗虎狼悪魅等の難なく安穏なる
難をのがるる人はまた念誦をまた其罪を転じて此身を離れ
盗賊守護して外道邪術も其害をなさんと思へども仏の冥加にあづかる或は菩
薩身を現じ邪見を破し又は出家の人の念誦する時は神をさきと
誦すれば悪人の心を和げ又は守護の力を増して念誦を完了

穢身あらしむ又志し志心に唱ふる人は年久しく積りて後正覚
すみに吉凶を知らんと思はゞ一心に志を凝し誦する事七遍して夕に
寝る者は其の夜に吉凶をあらはしめ給ふこと又経に
若ハ千年の災難ありとも志して出べし又文殊菩薩を求めんと欲する者は
古の境の前須弥山の中にあそび或ハ浄土宮中に入て前にいつる
浄の行七日夜満なバ夜の初更に深く睡夢の中に仏菩薩を合
山及夫仏寺の境の中に五色の光ありて光の中菩薩
或ハ天人の来あらん見聞仙を集し壽命日月をひとし
安なる人今則智三義ハ自ら金剛者の像を悪む事を消じて中七日に
いたりて死なバ風毛をもて飛を樹をめさしむ玄を起し風を作しむ

又三昧三義ハ貴人の邪織にしあらて害せしむることをなさせて
けさいらんを禰て是ハ怨准の…ひて雑を知んとせ
淮南王蒸雑大蜀を説りて虚空に飛んしや秘密
咒風文の不可思議を仏さんや瑠璃経を十人手取を計す
今けまへの不思議を…經の理を説てれんや
彼ふられがひを学ずなる者しれども人慈悲を施ふんとそ備
秘を求めらる事あらば時くる事を以ありて八十年の
悪事も一時に消りその事は今までの悪業は死するがめし
是より後は今日まで改め積へ八十年も廿年も情きを発し物と
仏て照せバ一時に明かなるがごし人の念仏のご菩を積るが

世にしく人の子孫のうきに徳を施したまへば人みなその果報なし今まで
善事仏ヶ乗を敬ひ徳をつみ善を行ひ百世の子孫繁昌の福をえ
準提観音菩薩を信ずる人は必ず善悪の果をなすものなり

霊験の紀

都上の醍醐寺の本尊なる準提観世音菩薩は継体帝より後の霊験あり
して 朱雀 村上 二天子帰依まし〳〵南都の法華の祈りの
霊験いちじるしき事又法皇天皇も帰依まし〳〵て霊験あり
然るに此準提堂は貞観十六年六月一日に霊像を安置し
御世にも即ち準提堂に納め奉り是を仰ぎて日十八年十六日十八日には
万民信仰し国家安全の祈りをなし霊験あらたにして三国に其名を
上下の人挙て参詣し又準提堂に日参して内陣にいたり
僧俗共に是を敬ひ代々の帝後の御信仰も甚(?)この日本第一の霊像
なれば世に所の霊験あらたなる事是を記す

常に準提仏母ならびに深く念じて一心に念ひのゆゑに
ござりしに此の南を聞き又は吉野川にて深く信じ其のひとつの人
ある大峯の行者にて大悲の心を退治しまつり大悲に念じ奉り
よりて当山醍醐寺の元祖とかの山にて様々の霊験ありと是縁より
是にて志ざし又同じ心を起してなりしが其の右に人のちかひ木を
のまつる村に行ぐる山の麓に行かずて夏の頃なまで日暮になりつ
仏に宿りて織に宿ぐる旅の木も吹くさまにてのぼりける
に折しも大なる樹木のとくなる蜘蛛の糸を渡して有りける
より弥人の中にまとひて待つ時にあはて逃ぐる所に一人の木を
眠くまとひて来りしに其の者もつ参らんと志しける所に
ある人きこえて静かなるのまへにて御にひて逃せたりければ
行者は道にまよひ山をこへて行く所に人の家のありけるに
此の山にて居ける僧に宿りて是より一夜を明しける
ある寺なりとて宿を借りければ紅顔の稚児が出て居る所に

准提観音の施化の広きなりとくや其外かやうの事猶数多
あるといへども今ハ要を三十三所善悪として事をしるすべし

善門

善のりとするハ一切生あるものの命をすくひて禍をのがれさする
物の情を考へ功業をなして善をすゝむる

人の死を救ひまもる事　一人百善とす

人の死罪に逢べきを命乞する事　同

人の貞女を共に廃しむる事　同

懐妊の人胎を堕さんとするを留むる事

嬰子を捨んとする人をとどむる事　又申すもの十人百善

絶る家を起しつがする事

右六ケ条一事を行へバ百の善なり

親の借銭をかへし引受て償ふ事　百銭を五十の善

一家の相続をなす肝煎する事　一人を五十の善

山林田畑を譲りあたふる事

縁なき男女を憐みてめあはす又ハ家に召つかふ事

親もなく子もなき孤独の者死たるを葬送遣す事

人の流浪を救ひ又ハ人の流浪を哀みて道を許さしむ事

我が銭を失ふとも人の位を損ぜず又銭を失ひあやまらざる事

右七ケ條一事も行ずれば五十の善なり

父母のおもはく下男下女の心得違ありとも咎めざる事

人を見て戒めて仏の弟子とする事

目にふるゝものを竊み見る事

不信の人を誑させ貪欲へくらびく事

我あやまりと知りて又改めざる事

善人を悪きといふて一代その美を毀り嘲る事

うしろあるも我より能からざる事

親族なきものゝ墓所を穢す事

人の所業を妨げ止むる事

人の絃をよく切る事

右十ヶ條一事を犯すも二十の罪なり

人の営業を妨げ止むる事　一人と二十の罪

父母佛法のたうとき事を知らざる事　一事と廿の罪とす

途中にて病る人をみても其儘に送り過す事　一人と廿の罪とす

牛馬の命をとる事　一命と六の罪とす

右四ヶ条一事を犯すも二十の罪なり

世に徳ある人を言ふ又供養する事

人の害となるべき事を除かざる事

諸人を惑ハし害となるべき書を編集する事　一巻と十の罪とす

方術を以て人の病を治する事

権柄威勢の附くを借りて付さる事

朋友兄弟の義をまもり約を背さる事

人の家業を失乱せしむる事
人の憤をすゝめて公儀に訴へをなさしむる事　一人を十悪とす
古墳のあばける骨を集め収る事
牛馬の死たるを埋む事　一足を十善とす
犬猫鶏の命を助る事　一命を十善とす
父母に孝する先祖の善行を勧むる事　一事を十善とす

右十二ヶ條一事を行へば十の善となる

人の性命を保養する事を勤る事
一の性命を保養する書を作る事
方術を以て人の危病を治する事

牛馬の死せしを葬るに苦労をなす事　一事を三つの善
他の悪を挙げたるをいさめ止むる事　一事を二つの善
賢善の人をそしるをいさめ留むる事
親類の交りにあつき心ある事
人をして善悪因果の法を信用せしむる事　但し因果を物するもの一人に信せしむれば五つの善

右九ヶ条一事を行へば三つの善となる

他より無理なることをいひかけられていかざる事
人より不礼を請るを忍びてあへて分をせざるなり　一事を二つの善とす
人のことば耳に逆へども受忍ぶる事
利を失ひ患難に逢ふとも天人を恨ざる事

利を失ふ事あれども人をとがめざる事　一事を二三善とす

極貧なる人より升をうけ升を返さざる事　一升を二三善とす

他の心得違あるを制しいはざる事　一事を二三善とす

小人の心得違あるを諭し導く事　一事を二三善とす

猟を好む人を止め又家業とするを改さするは　一人を二三善とす

他より悪口をいふとも我敢て用ひざる事　万事に百銭を三気の善とす

右十ヶ条一事を行へば二つの善とす

継母に仕へ能く孝をつくす事　一日を二つの善とす　継父母も孝養するも同じ

貧父母の借銭を返済する事

義理ある兄弟を敬ひ愛する事　一事を三つの善とす

冤苦を凌がざる人を憐みて衣食を施す事　一巻を二の善とす

仕官の為忠せぬ為に経を誦する事

仏器を不浄に用ひざる事

破れ綻びたる経巻を補修する事　えうなきことばはきくべからず

常に精進する人食を減ずる人　一人を二つの善とす

己を損し益を他に譲る事　一事を二つの善とす

右九ヶ条一事を行へば二つの善とす

人の悪事を隠す事　一事を一の善とす

人の善事を褒る事

人の非を止め善に勧むる事

人のあやまちをとがむる事

人の病あるを問ざる事

貧者のために勤め働かざる事

貧者に衣服を施さざる事

人の飢をすくはざる事

礼をうけ返答にあらば善にあらず

一段を一つの善とす

行暮宿を求めかぬる人を一宿せしむる事

困窮の者のよるべなきを備人に従はさせる事

紛失をもの探作なる物を功入させる事

一事を一つの善とす

世の人に利益あるべき書物をそこなはず借り損ずる事

何にても世界の益あるべき事を秘せず施す事

仇人へも元よりうらむるのつみを一所に許す

極微細なるものの命を助くる事

何にても病人のためになる事を思ひやる事

殺すを見て其肉を食せざる事

殺すを聞て其魚肉を食せざる事

我一人の為に殺す魚肉を食せざる事

十命を一善とす

己がためになす善心は善にあらず

肉食せば食を減ずべき事

恩を受ならば必ず報ずべき事

一事を一つの善とす

他の善事をきゝて必我も行ふ事

一事を一つの善とす

過をしらば早く改むる事

一事を一つの善とす

先祖の善事を聞て子孫へ諭し教ゆる事　一事を一つの善とす

一人の僧を護持する事

僧尼會を施す事　三人に施を一つの善とす

僧を招きて供養さする事　二人を一つの善とす

正法を厚く聴聞する事　一席を一つの善とす

老人をあはれむ事　一人を一つの善とす

上位にありて下位をあはれむ事　一事を一つの善とす

雨の用意なき人に雨具をかす事

常夜燈を出し往来をてらす事

路に落たる文字あるものを拾ひ火にて焼くる事　百字を一つの善とす

人の憂をなぐさめ勧る事

孤独の窮民を憐み恵む事　一日を一つの善とす

人に薬を施す事

兄を敬ひ弟を愛する事　一事を一つの善とす

師によく仕ふる事　一日を一つの善とす

師の教をよく守る事　一言を一つの善とす

君によく仕ふる事　一日を一つの善とす

父母によく仕へ孝養する事　一日を一つの善とす

世の為になるべき事あらば我拙きを恥ず書記する

右旧十二ヶ条一事をいつも一つの善となる

石橋を出し舟のわたしを断する事
地をこぼちて絶する事
河を塞ぎ井を埋し諸人の為ならざる事
仏像堂塔寺并供具祠を損ずる事
借る銭とても義ならずして得する事
義よりして人に代て銭を返しわたくしする事
銭宝を出し種々の功徳あるを成す事
金銭を拾ひしてまたわたくしに返す事
先祖父母の菩提を弔ふ事
生けるものを放生する事

人にすゝめても同じ名利の為ならば善とならず

貧なる者に物を施す事
正路に商売家業大切に勤むる事
他の家業をさまたげざる事
人の銭宝を借りて約の日に違ず返す事
一切の人に施し悦び心常に忘れまじき事
右十五ヶ条一事を行ても百銭を出せば一つの善とす一銭
よりして百銭に至るも同じ善なり又不義の銭を取ざるも
一つの善なり此数多しといへども善と云事あれば早く
勤め行ふべきなり其数ケ条の善といへども銭を請まば
善にはならず

此善事を行ても人のしらざるを悦ぶべし是を陰徳といふなり
又人にしらせんと思ふハ善事なりとも是を減じ福をうしなふ
ことなかれ第一の着善をなすべし第一にてなすべし
自ら身を損ずる事ありといへども帰すべし
その身の貧賤なるものハ善をなす事難しといへども
善なる人ハ貧賤といへども身ハ代の為となるべし
あるハ其身を労して仏さへ一文にても広く施し
て準提観世音に誓ひて悪をさけ善をとりおこなへ

右録す　　月のつもりて日にもなみするとも
ながらく人の書きおけ[illegible]

○昔僧登といふあり字ハ勤操とて豊前の人なり香春山
千果和尚の弟子なり幼少より志深くありけるが病身にして折よ
頭痛の病ありて志ありといへども頭痛急なる時ハなく或とき準提仏母の尊像
一幅を得て是より大明呪の持念まうし此の持
念に準提の尊像を持奉り神呪を念じて霊光を発す準提
観世音有縁の事をよろこび是より深く信心を起し毎日
呪を誦する事一千遍を怠らず又木像一躰を刻せ丈八寸斗
にて安置し其文字を[illegible]
経十巻を読誦する人[illegible]失せずといふ事なし信仰[illegible]の
病[illegible]延宝二年歳卅二才[illegible]
豊前の[illegible]寺廣福寺に住居し[illegible]頭痛[illegible]
平癒する事[illegible]準提尊像の
前にして[illegible]此呪を持するものハ短命の[illegible]延寿を
[illegible]難症の病ありとも[illegible]なるべし

此の事を伝へんとする御方へらんや餘病とや我須持する事
多年なれども其しるしをうけざる事ハいかなるやとうたがふ
おもひ居しが或夜の夢に忽ち神人きたりて年八十余の老
相白髪うるはしく貌越雄の老翁来りて靈あらはす海の
傍に似たりしが手に金針の長さ五六寸なるを以て和尚の
頂を衝て我まさに針して治しあたふべし登るへし
と覚るにやがて準提菩薩陀羅尼を唱へたてまつりて
ところの其に神人たちまち猪の上に立給ひて夢さめぬ
其の夢の悦びを思へば針の跡とおぼしき所に赤き肉おとろへ後の
都て快く起ちて平愈し後再び病の事なく身体健やかなれば
深く感得を思ひ信ずる準提の徳を結び百余人
宝号を唱へしむ各その霊験の不思議を感じ欽慕しけり
なし今其の像は当寺広徳院に安置せり又寺の法門浩瀚
其の伝記をのせて其事あらはる太き准提菩薩

と念ずる事深くして夢の中に天童来りて額を抱き霊水
ぬらしつ満面を洗ひけるが是より後ハ病の気なく頭痛
我を念ずる故に是の病を除きし和尚ハ前々より
満願の結びの日に当るゆゑに今まゆずりの針を授けらる
夢覚めて今すでに平愈す今更に夢の針を
しかれば此法門の人の為に供養せらるべしみなこの針を
うるまじき所にて霊験あることを知るべし

○京東山観音寺の準提堂を安井と称す
本尊準提観音菩薩仏母殿の額は明王院殿御宸筆座像
一尺余弘法大師の作左に摂提難陀龍王右の立像二尺
三寸本尊は古へ門院の法親王として当寺へ安置したまふ
明王院殿御宸筆の御額なり

○同八坂七観音の内七所のうちに準提観音菩薩
是仏師定朝の作にて洛陽めぐりのうちの一なり

放生川

淀川
放生所
放生亭

○黄檗山瑞光院に安置する處の準提観世音の尊像は
大明より隠元禅師持渡り給ふ處の霊像にて和尚御持念
ありて信心のともがらは霊験利益をかうむるもの多くありけり
○又京都の近辺に住けるなにがしむすめ一人をもちけり此娘
いとけなき時より父母に孝心ありて我男子なきことを歎き
をりふしの親の長寿をいのり日々に慈悲の心ざし深く準提
観音の霊験あらたなることを聞て黄檗瑞光院の
準提尊へ参詣しよなよな世の人にまじはりて二七日の祈
をなし何年も男子出生せさせ給へと心をこめて祈誓す
すでに二日行じけるに夢中に霊告ありて
是をいふにたえぬもなく一心に念じて常へまゐりける二七
日といふ日ある西国方の諸侯より御奉公の人をかかえんとて
今に縁組の儀相整ひ太守ののぞみにて三
七日の満願の節はやがてその男子出生す

○又長崎に矢頭といふ人あり常に準提観音を信じ持呪を
延享二年三月黄檗山に参詣してかへりのもくろみ
仕舞の船新渡といふ人と伴ひ淀川より
大急ぎ風はげしく舟を覆へす
おほく溺死す新渡も死けるに矢頭も深くしづみ
水入しかどたちまち波の面へ吹上られ
ありがたし常に観音の尊像を身より放さず
がやうやく人心つき首より守袋をとり出し
準提尊の御利生なりとやうやく天明の命をたすかり
うけたまはり有がたく
備前の国の住人何がし
仏母尊を信じ女子一人ありけるが
おさなきより盲目となり父後妻をむかへ
かくれなき盲目の子を悪みて父のおとがひ

ことひくまをとりけるは國に吉備宮とふへありけるに近く高閣
間の老女ありけるが拾ひあげ養ひて十二三年まで育てけるが
又或時吉備宮へ参詣しければ女の間にてあまたの人
くさらたかく招き見よ其身中に十六七歳なるいつくしきもの
ありける盲目あまり悲しきやおもひ出たる書置をとりて我子
とりあつかひ小袖を一重ところ出してみれば其女の衣を脱ぎて
ありける波を流すまで涙にくれて小袖を取りて見れば
在なるそれこそ我子なりと思ひけるに彼女が十六年
は我が母の十二年なりしに慈母がかくれたるを弔ふべきと
其の衣の袖なくしてひしと此小袖を縫ひてくれし是を汲む母乃
わかれを弔はんと思ひたるに折く母の慈悲ありと思ひ出し
間をなげきしかども人は何ともなき人の子なりとはいかなる女
ありのまゝに語りければ右衛門尉もそこの子なりと有ければ
継母のかくしけるを我にしらせたるを嬉しと

ありひつぶさにきかせければ大によろこび何程を集め
法事をなし吉備宮大明神に我子の眼病平愈を祈りし其神も
哀憐ましましけん年へて盲目たちまち明なりしかば父子の
よろこびのかぎりなく共にたのしく暮しけるも正しく者を天の
感應ありがたき事なりし

右歌に

よするなる　行衛もしらぬ　身なりとも
忘れしうらみ　かぞいろの恩
ゆふぐれか　比べく連理の　中なりと
倒れとかゝる　人の世中
世をとるも　覚るの波の　戸ゆふさき
うきけふは　世をさる　たまし
二世までと　末のちぎり　結びのと
よどうりそめ　わかれ　ありつる

○又大和国葛上郡名柄の里といふ所に老母一人の男子
を連れて物詣なし居けるが其子ある人に誘はれて
かしこへ参りやせんといふて居たる母へいひ置て其人々と共に
来れの縁侍あるに詣で縁のつきたりとて休ませて後に出
ける母親ひとりの子なれば心静に休み居けるに終に
くまてもなく出しのつぶに我子の不帰なるを待あかしけれど
五更を過ぎても帰らねば心もとなく思ひ参詣しけるに其
修行者中より来りて聞きければ我子はかゝる憂き中に
の事あるなりと悲しみけれどもいかんせん
ありたりしに母おや縁侍の御前に伏して心から念じ
ゆきけれは子に会ふとなく

あるまじきやとおもひて此処に叙つゞめ
と一句を唱へ念じて泪をながし
再び出でぬ我子を救ひ給へと

いろ〳〵苦しみの人と成りける事やとかくの事を告げける次の年より
なにても経を読出しける折から一心にとなへて
つゞまりの事を書なしてそ行分べし誠に奇妙なり
○むかし陸奥の国に平家と云ふ極楽山とて立派なる
谷深さかくれ里ありけるが其中に猛獣あまた住みける男
ありけるが年八旬に及ぶまで百姓のわざにて世をわたりしが
其後なりけるとの父が命と念じける年を経て
法華経をよみて其身も尊ぶべき人もなく朝夕に読み
たゞ心の盛なるとき天井の梁にかゝりて法華経をよみける
おけるに我子より天井にて帳の内におもひなから経を
するあるに我子の天井より声ありてかの者に
八日といふ八つ時おもひかけず見の中より
と申て後は慈恵大師なりとて谷深き窟
に此経の事をかの所に置て里人中より

唐土秦の代にいろくずまつりし男経をよみ楽おりしも愚鈍
にて経をよむ事叶はず年かさなりしを残念がり水中の者もうたくらんあ
よりて女の身をもつて妻となり此経をよみ教へさづけとりりくのち
観世音とあらはれ失させ給ふそれより年来此経といふて書よ
又へりをきたて延命十句もそこなひや今は聖代のおかげさされ
法花に在りて経の後に延命十句観音経和漢図会なんどいふて書もありて
いかにも女のおろかなるも此経をよみ覚ゆるのみならず講釈まで
なり安き事あれば常に求めてよみ又人利益を蒙るもの広大なるべし

○

聖護院の東に居ます准提観世音は元上の礎石とやいふ女
人結界の地といひける山にて男なりとも老年の人必ず参詣あるに
まつりし山にて結しける人々の結縁の為とて来たる比丘
上の大じこうけ社へ勧請ありし尊仏なり

準提觀音霊驗記圖會

坤

C 40
1425